



I 健康保険の手続き

1 健康保険制度への加入

日本では国民皆保険制度に基づき、公務員（教職員）や会社へ勤めている者は共済組合・組合健保・協会けんぽ等に参加し、前記の健康保険制度に参加できない勤務形態の者や自営業等の者は国民健康保険へ参加します。

愛知県の公立学校等に勤務する教職員の方の健康保険制度は、原則として共済組合（公立学校共済組合愛知支部）となりますが、公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格は、退職や任期満了により喪失するため、その翌日から何らかの健康保険制度に参加する必要があります。

参加できる健康保険制度は、再就職（※）する場合は雇用主や雇用形態によって変わります（協会けんぽ、共済組合等）。また、再就職されない場合は御自身と御家族の状況等により変わります（国民健康保険に参加する、家族の被扶養者になる、共済組合愛知支部の任意継続組合員に参加する）。

詳細については、P6「II 退職後に参加する健康保険制度」、P14「III 任意継続組合員制度」を御参照ください。

※ 「再就職」とは、民間会社等に雇用される場合のほか、公務員（教職員）として任用される場合も含むものとします。

2 組合員証等の返却

現在使用している組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証等は退職・任期満了の日の翌日以降使用できませんので、退職・任期満了時に現所属所に速やかに返却してください。

3 被扶養者の扶養替え

退職する組合員の被扶養者を配偶者へ扶養替えする場合、配偶者が公立学校共済組合愛知支部の組合員であるか（両組合員）、他の健康保険制度の被保険者（民間企業等勤務）であるかにより、手続きが変わります。両組合員の場合は次頁（1）を、その他の場合は、次頁（2）をご覧ください。

（1）の方法による扶養替えは認定区分の変更がない場合のみ可能で、認定区分の変更が伴う扶養替え（普通（1号）認定→学生（2号）・特別（3号）等）はできませんので、退職・任期満了日の翌日以降に新たに扶養する組合員から被扶養者申告書にて新規認定の手続きを行ってください。

(1) 配偶者が愛知支部の組合員である場合（両組合員）

表のとおり、新たに扶養する配偶者側で認定の手続きを行った後、現在扶養をしている組合員側で取消の手続きを行ってください。

ア 手続きの流れ及び必要書類

手続きの順番	手続きを行う者	提出書類
1	配偶者 (新たに扶養することとなる者)	・「被扶養者申告書」(認定)(必須) ・現在使用中の被扶養者証の写し(※) ※ 普通(1号)認定の場合は不要
2	組合員 (現に扶養している者)	・「被扶養者申告書」(取消)(必須) ・扶養替え後に新たに交付された被扶養者証の写し(必須)

イ 認定の手続き時期

・普通(1号)認定されている場合

扶養手当の切り替えと同時に行ってください。

※ 扶養手当の切り替え時期は、県については例年1月上旬頃です。詳細については所属所に確認をお願い致します。

・学生(2号)認定・特別(3号)認定されている場合

退職又は任期満了の日までに行ってください。

認定日は所属所受付日となります。

※ 退職又は任期満了の日後に手続きした場合は、新規認定となるため別途書類が必要になります。

(2) 配偶者が愛知支部の組合員以外(民間等)である場合

配偶者の加入する共済組合・健康保険組合等に認定要件や手続き方法をご確認ください。認定の手続きに当たり公立学校共済組合の資格を喪失したことを証明する「資格喪失連絡票」の提出を求められることがありますので、必要な場合は共済組合愛知支部での認定取消申告と同時に「資格喪失連絡票交付申請書」を提出してください(P5「5 資格喪失連絡票の申請」参照)。

4

国民年金の取扱い

退職・任期満了後の国民年金の手続きは（１）、（２）のとおりとなります。

特に、組合員の被扶養者となっていた 20 歳以上 60 歳未満の配偶者については、組合員が再就職して厚生年金の被保険者となる場合と、再就職しない場合（又は、再就職するが厚生年金の被保険者とならない場合）で手続き方法が異なりますのでご注意ください。

なお、退職・任期満了後の健康保険制度として、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員に加入される方は、（２）に該当します。**任意継続組合員制度は健康保険のみを継続する制度であり、厚生年金の被保険者資格は継続されません。また、任意継続組合員の被扶養配偶者においても、国民年金第 3 号被保険者にはなりません。**したがって、任意継続組合員と被扶養配偶者は 20 歳以上 60 歳未満である場合、組合員の退職・任期満了の日の翌日から国民年金上の取扱いが第 3 号から第 1 号になるため、居住地の市区町村役場にてご自身で加入及び国民年金保険料の納付手続きが必要です。

必要書類や手続きの詳細については、居住地の市区町村役場へご確認ください。

（参考：国民年金の被保険者の区分）

- ・第 1 号被保険者：20 歳以上 60 歳未満の自営業・学生など（第 2 号、第 3 号被保険者でないこと）
- ・第 2 号被保険者：厚生年金保険の被保険者である者（原則 65 歳未満の者）
 ※ 公立学校共済組合員は厚生年金保険の被保険者です。
- ・第 3 号被保険者：第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

（１） 組合員であった者が再就職し、厚生年金保険の被保険者となる場合

対象者 (注:年齢は再就職時点)	国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者 (65 歳未満) ※ 1	第 2 号被保険者となります。	再就職先で手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。
被扶養配偶者 (60 歳未満) ※ 2	第 3 号被保険者となります。	再就職先で国民年金第 3 号被保険者の届出の 手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。

※ 1 組合員であった者が再就職した時点で 65 歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者とならず、また、その被扶養配偶者は 60 歳未満であっても第 3 号被保険者ではなく第 1 号被保険者となり、手続き先も居住の市区町村役場となります。

※ 2 被扶養配偶者が 60 歳以上の場合、原則として国民年金の被保険者となりません。

(2) 組合員であった者が再就職しない、又は再就職するが厚生年金保険の被保険者とならない場合

対象者 (注:年齢は退職等の翌日時点)		国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者	60歳以上	第2号被保険者でなくなります。 (国民年金の被保険者でなくなります。)	/
	60歳未満	第1号被保険者となります。	
配偶者 (60歳未満) ※		第1号被保険者となります。	居住地の市区町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要があります。

※ 配偶者が60歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者となりません。

5 資格喪失連絡票の申請

退職・任期満了後に組合員が国民健康保険に加入する場合や、被扶養者の扶養替えをする場合などの手続きにおいて、公立学校共済組合の資格を喪失した日の確認のため「資格喪失連絡票」が必要とされる場合があります。

必要となる場合は、愛知支部ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入（入力）後の「資格喪失連絡票交付申請書」及び「資格喪失連絡票」を退職時の所属所へ提出してください。退職後は愛知支部 資格・給付グループへ送付してください。

また、退職の事実を確認してから資格喪失連絡票を発行しますので、退職日より前に資格喪失連絡票の発行はできませんので併せてご承知おきください。

資格喪失連絡票の申請にあたり、84 円切手を添付し、送付先を明記した返信用の封筒を必ず同封してください。返信用の封筒の添付がない場合は、退職時の所属所へ郵送しますので、ご承知おきください。

（「資格喪失連絡票」関係様式入手方法）

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・認定関係）⇒「資格喪失連絡票」

6 給付金の受領

在職中の令和5年1月から3月までに受診した医療費について、愛知支部及び愛知県教育職員互助会の給付金が発生する場合、原則として令和5年7月に給付します。

当該給付の「給付金等決定通知書」は、退職時の所属所へ送付（総務事務システム対象所属はデータ掲載）しますので、事務担当者へ出力を依頼してください。

また、医療費以外でも退職の前月までに請求を行ったものが退職後に給付される場合もありますので、退職後もしばらくは給付金等振込口座として申し出した口座は解約しないようお願いします。

Ⅱ 退職後に加入する健康保険制度

1

健康保険早見表（フローチャート）

退職・任期満了日後は、現在お持ちの組合員証等は退職時の所属所へ必ず返却し、国民皆保険制度に則り、いずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

どの健康保険制度に加入するかは、再就職の有無によって、また再就職する場合は再就職先や雇用形態によって健康保険制度が変わります（協会けんぽ、共済組合、健康保険組合等）。P24の「健康保険早見表（フローチャート）」でどの健康保険制度に加入するかを把握し、その後次項以降の詳細説明にて各健康保険制度の内容や手続き等についてご確認ください。

なお、フローチャートに記載のとおり、再就職先において、健康保険の適用があり、その加入の条件を満たす場合は原則その制度に加入しますのでご注意ください（任意継続組合員や家族の被扶養者になることはできません。）。

2

退職後の健康保険制度

退職・任期満了後に加入する健康保険は（1）から（6）のとおりです。

退職後に再就職をし、公立学校共済組合愛知支部の資格を再取得される場合（（1）（2）の場合）の提出書類等については、「P11 4 愛知支部の資格再取得の手続き」により詳細な内容を掲載していますので、併せてご確認ください。

また、再就職をしない場合や再就職するが被用者保険制度に加入できない場合（（4）（5）（6）の場合）の選択肢の比較については、「P9 3 健康保険制度の比較」を、その中で任意継続組合員に加入される場合は「P14 Ⅲ 任意継続組合員制度」を併せてご確認ください。

**（1）常勤職員として採用され、2月超の任用が見込まれる（臨時的任用職員を除く）
採用形態：再任用職員（フルタイム）、任期付任用職員（フルタイム）等**

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
扶養家族の取扱い	4月以降も扶養の要件に継続して該当する場合、扶養認定することが可能です。扶養に関する必要書類を提出してください。 ただし、4月以降に新しく認定したい被扶養者がいる場合、被扶養者に係る新規認定書類が必要です。
組合員証等の取扱い	組合員証番号が変更になるため、組合員資格の再取得手続きが必要です。現職時の組合員証等は現職時の所属所へ返却してください。

(2) 非常勤職員として採用され、短期組合員の加入条件を満たす(常勤職員のうち、臨時的任用職員を含む)

採用形態：臨時的任用職員(フルタイム)、非常勤職員等

<p>短期組合員の加入要件：2月超の任用が見込まれる者で、次の①又は②のいずれかを満たす者</p> <p>① 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上である者</p> <p>② 1週間の所定勤務時間又は1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3未満である者は以下のすべてを満たすこと</p> <p>(ア) 週勤務時間が20時間以上ある</p> <p>(イ) 報酬の月額が88,000円以上ある</p>

ア 前任用と職員番号も任用形態も変わらないため、組合員証番号の変更が無い場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。
扶養家族の取扱い	扶養認定されている扶養家族は原則、扶養の認定が引き続きます。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	任用期間継続申立書の提出が必要です(空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。) ※P13 参照

イ 前任用と職員番号や任用形態が変わることにより、組合員証番号の変更となる場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	組合員資格の再取得手続きが必要です。 現職時の組合員証等は現職時の所属所へ返却してください。
扶養家族の取扱い	扶養認定されている扶養家族は原則扶養の認定が引き続きますが、 「被扶養者申告書」(扶養認定書類)の提出が必要です。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	組合員異動報告書及び任用期間継続申立書の提出が必要です(空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。) ※P13 参照

(3) 健康保険制度の適用のある地方公共団体や民間企業等に再就職する

健康保険制度の加入先	再就職先の健康保険 健康保険制度の適用の有無については、再就職へご確認ください。適用がある場合は、共済組合の任意継続組合員制度より優先して加入するため、任意継続組合員制度への加入はできません。
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
扶養家族の取扱い	扶養の要件が引き続く場合は再就職で手続きをしてください。

(4) 非常勤職員として採用されるが、短期組合員の加入条件を満たさない

(5) 健康保険制度の適用のない、地方公共団体や民間企業等に再就職する
(適用はあるが、雇用条件によって加入要件を満たさない)

(6) 再就職をしない

これらに該当する方は、次の①～③よりご自身の意思で選択してください。

ただし、①③は加入要件があります。各制度の比較については、P9「3 健康保険制度の比較」を参照してください。

①公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度に加入（詳細はP14を御参照ください。）

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部（健康保険のみの継続）
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
扶養家族の取扱い	扶養認定されている扶養家族は原則、扶養の認定が引き続きます。「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」にて継続認定・取消の申告をしてください。

②国民健康保険に加入（詳細はお住まいの市区町村役場にご確認ください。）

健康保険制度の加入先	お住まいの市区町村の国民健康保険
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
扶養家族の取扱い	扶養制度は無いため、各個人が被保険者として加入します。
手続き	お住まいの市区町村役場の国民健康保険の窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入の際に、「資格喪失連絡票」が必要な場合がありますので、発行希望者は返信用の封筒とともに「資格喪失連絡票発行申請書」を所属所へ提出ください（P5を参照）。

③家族が加入する健康保険制度に被扶養者として加入

健康保険制度の加入先	家族が加入する健康保険制度
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください
扶養家族の取扱い	加入予定の健康保険制度にご確認ください。

※ 組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」を指します。

※ 資格喪失連絡票については、退職の事実を確認するための「組合員異動報告書」（所属所作成）と一緒に提出してください。また、切手の貼った返信用の封筒の添付がない場合、退職時の所属所に郵送しますので、ご承知おきください。なお、未来日での発行はできませんので、3/31退職の場合、4/1以降から順次証明・発送を行います。

3

健康保険制度の比較

毎年、任意継続組合員制度や国民健康保険、家族の健康保険制度の被扶養者の比較について、多くのお問合せがあります。各項目について、情報の比較を行いましたので、表を参考にしてください。
なお、詳細については各関係機関へお問い合わせください。

	任意継続組合員になる	国民健康保険に加入する	家族の健康保険制度の被扶養者になる
加入要件	退職・任期満了までの引き続く組合員期間が1年と1日以上あること	特になし	家族の加入する健康保険制度により異なるため、家族の勤務先で確認してください。
附加給付	現職時と同様	なし	
加入手続き	P14「Ⅲ 任意継続組合員制度」を参照	居住地の市区町村役場で退職等の後14日以内に手続きをしてください。	
保険料(掛金)	退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額により異なります。 (参考:令和4年度の最高納入限度額 短期 436,404円、介護 86,784円)	居住地の市区町村により異なります(当該世帯の前年度総所得額等を算定の基礎とします)。 (参考:令和4年度の最高納入限度年額 医療 850,000円、介護 170,000円)	不要
被扶養者認定	要件を満たす者があれば可能(掛金不要) ※P10「【参考2】愛知支部の被扶養者認定要件等」を参照	制度なし	
問い合わせ先	公立学校共済組合愛知支部 資格・給付グループ 052-954-6775 (ダイヤル)	お住まいの市区町村役場の国民健康保険の窓口	家族が加入している健康保険組合

※任意継続組合員の掛金額は個人情報に該当するため、お電話での問い合わせには回答致しかねます。HP上に試算票を公開していますので、ご自身でご確認ください。(P14参照)

【参考1】医療給付の比較

総医療費のうち 7 割分は健康保険者が負担するため、残りの3割分を被保険者が病院窓口を支払うこととなります。

この窓口負担額が高額となる場合、全健康保険制度共通で「高額療養費」が給付されますが、これに加えて別に給付がされる場合があります（健康保険制度により異なる）。

＜事例：入院し、1 か月の総医療費が 60 万円であった場合＞（令和4年 10 月現在）

総医療費：600,000 円				
保険者（健康保険制度）負担 420,000 円（7 割）		組合員（窓口）負担 180,000 円（3 割）		
	高額療養費	附加給付	互助会給付	最終的な自己負担額
任意継続組合員	96,570 円	58,400 円	なし	25,030 円
国民健康保険		なし	なし	83,430 円
（参考）現職者		58,400 円	21,030 円	4,000 円

※ 上記の金額はあくまで例であり、所得等により給付額が変動することがあります。

【参考2】愛知支部の被扶養者認定要件等

ア 認定要件

被扶養者とは、組合員の三親等内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外は同居して生計を共にしているときに限る。）で組合員の収入により生計を維持している者をいいます。

組合員の収入により生計を維持していることの判断の基準の一つとして、被扶養者となる者の所得が以下の所得要件を満たすことが挙げられます。

（所得要件）

- ・ 年間所得 130 万円未満（月額 108,334 円未満）
 - ・ 障害を事由とする公的年金を受給するとき又は満 60 歳以上の者でその所得に公的年金が含まれるときは、年額 180 万円未満
- ※ 「所得」とは、所得税法上の課税所得をさすものではなく、年間における恒常的収入の総額を言います。

イ 注意事項等

- ・ 被扶養者としての認定要件を満たし、認定の申告を行う場合は要件を満たした日から 30 日以内に手続きしてください。30 日以内の手続きであれば当該要件を満たした日が認定日となりますが、30 日経過後は被扶養者申告書の所属所受付日が認定日となります。
- ・ 夫婦がともに組合員であり、同時に退職するような場合、要件を満たせば一方が任意継続組合員となり、他方がその被扶養者となることも可能です。

4

愛知支部の資格再取得の手続き

愛知県内の公立学校及び県教委事務局で教職員等として任用される場合、任用形態により加入する健康保険制度が異なります。公立学校共済組合愛知支部の組合員資格を再取得する場合の手続きはP12のとおりです。

ア 任用形態別加入健康保険

職種（注）			加入する健康保険
正規職員			共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
再任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
任期付任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
臨時的任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
非常勤職員	任用期間2月超で 週労働時間及び月労働 時間が常勤職員の 3/4 以上		共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
	週労働時間又は月労働 時間が常勤職員の 3/4 未満で以下①～③のす べてを満たすこと ①任用期間2月超 ②週勤務 20 時間以上 ③報酬の月額 88,000 円以上		共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
	上記のいずれにも 該当しない		任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者

（注） 職種の名称は、任命権者により異なることがあります。

※ 「任用期間2月超」とは、2月以内の任用であったとしても、その後引き続いて任用される見込みがある場合や引き続き任用されるに至った場合を含みます。

イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合

新たに組合員証を交付しますので、以下の手続きを新所属所で速やかに行ってください。

対象者	提出書類	添付書類
全員	組合員資格取得届書 ※1	—
	給付金等口座振込申出書 ※2	—
	互助会加入申込書 ※3	—
該当者が いる場合 のみ	被扶養者申告書 ※1 ※4	○組合員マスター内容カード（写） ・継続認定しない者は二重線で抹消し理由を記入してください。（例）「就職のため」 ・4/1以降に新規認定又は認定区分変更をする場合は、特別認定の添付書類が必要です。
	国民年金第3号被保険者関係届 （組合員が65歳未満で60歳未満の被扶養配偶者を有する場合のみ）	○年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し ○被扶養者申告書の写し

※1 組合員証・被扶養者証の交付に3週間程度要します。書類の提出状況等により、組合員証の発行時期と被扶養者証の発行時期が異なる場合があります。

病院を受診する予定がある場合、組合員証・被扶養者証が交付されるまでの間資格を証明するものとして「公立学校共済組合員・被扶養者資格証明書」（以下「資格証明書」という。）を交付しますので、被扶養者申告書と同時に申請してください。

（「資格証明書」関係様式入手方法）

- ① 愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。
「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・認定関係）⇒「資格証明書発行申請書」
- ② 「資格証明書発行申請書」シートに必要事項を入力し、「資格証明書」シートとともに印刷⇒「資格取得届書」、「被扶養者申告書」に添付して提出

※2 総務事務システム対象職員については、システム上（職員基本情報 - 口座情報）で入力してください（申出書の提出不要）。

※3 名古屋市を除く市費教職員、名古屋市立大学の教職員は互助会非加入のため提出不要です。

※4 夫婦で被扶養者を共同扶養している場合、原則年間収入額の多い方の被扶養者となります。組合員が再任用フルタイム職員等に任用替えになる場合、比較対象となる年間収入額は再任用フルタイム職員等として支払われる年間収入見込額となるため、退職後に配偶者（公立学校共済組合愛知支部組合員を除く）の年間収入額の方が多くなる場合は、配偶者へ扶養替えを行ってください。（P1「3 被扶養者の扶養替え」参照）

5

空白期間の取扱い

通常、旧任用と新任用の間に任用されていない期間（いわゆる「空白期間」）がある場合はいったん組合員の資格を喪失し、再度取得することとなりますが、継続要件を満たす場合、空白期間中も共済組合の組合員の資格を継続する扱いとすることができます（空白期間の組合員期間は旧任用の組合員期間に属するものとする）。

（継続要件）

- ① 空白期間が原則14日以内であること。
 - ② 旧任用と新任用の所属所が厚生年金保険法上の同一の適用事業所であること。
 - ③ 任命権者が証明した「任用期間継続申立書」の提出が行われること。
- ※ 「任用期間継続申立書」は愛知支部ホームページからダウンロードし、現所属所から提出してください。（注：令和4年10月より新様式に変更していますので、旧様式は使用しないでください。）

なお、本取扱いにより空白期間中も資格が継続する場合、旧任用と新任用で職員番号が変わる場合と変わらない場合がありますが、それぞれの手続きの違いは以下のとおりです。

・職員番号が変わらない場合

⇒組合員証が変わらないため、資格取得手続きは不要（組合員証の返却不要）

・職員番号が変わる場合

⇒組合員証番号が変更となるため、新任用の日に資格を喪失し、同日に再度資格を取得する扱いとなる（P12「イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合」の手続きが必要）。

Ⅲ 任意継続組合員制度

1 制度概要

退職及び任期満了後の健康保険制度のひとつとして、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度があります。加入要件を満たす場合、最長2年間加入することが可能です。

【制度】

加入資格	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者（引き続き他の公務員期間も含みます。）で、期日までに「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」（以下「申出書」という。）の提出と掛金の納入をした方 ※ P15【参考】「任意継続組合員制度への加入可否の主な事例」参照
加入手続き	退職日から起算して20日以内に申出書の提出と掛金の振込みが必要です。 ※ 令和4年度末退職者等は令和5年4月19日が最終期限です。なお、加入手続きの流れについての詳細はP15「2 加入手続き方法」を参照してください。
加入期間	退職日の翌日から最長2年間（退職後の日を空けての加入、脱退後の再加入不可。1年毎更新。）
掛金	退職時の標準報酬月額（短期）又は平均標準報酬月額（参考：令和4年度 410,000円）を算定の基礎とします。 ・短期任意継続掛金（全員） ・介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の者） 掛金額は、愛知支部HP「任意継続掛金試算票」により試算できます。 「諸届用紙ダウンロード」⇒「諸届用紙ダウンロード一覧（任意継続組合員関係）」⇒「任意継続掛金試算票」 ※掛金額は個人情報に該当するため、お電話での回答は致しかねます。 ご自身でHPの試算票にて計算してください。 （参考：令和4年度の最高納入限度年額 短期任意継続掛金 436,404円、介護任意継続掛金 86,784円）
被扶養者	被扶養者認定あり（被扶養者の掛金不要）
附加給付	1か月1診療機関での窓口負担額が25,000円を超える場合、一部払戻しがあります。
愛知県教育職員互助会	非加入

【参考】任意継続組合員制度への加入可否の主な事例

(加入できる例)			
S58.4.1	R3.4.1 R3.3.31退職	R4.4.1 R4.3.31満了	R5.4.1 R5.3.31満了
組合員（1年1日以上） （正規）	組合員（1年） （再任用フルタイム等）	組合員（1年） （任期付任用職員等）	○ 任意継続組合員 加入できる
(加入できない例)			
S58.4.1	R3.4.1 R3.3.31退職	R4.4.1 R4.3.31脱退	R5.4.1 R5.3.31満了
組合員（1年1日以上） （正規）	任意継続組合員（1年）	組合員（1年） （臨時的任用職員等）	✕ 任意継続組合員 加入できない

※退職日の前日まで（令和4年4月1日～令和5年3月30日）組合員期間が1年以上ないため加入資格なし
（任意継続組合員期間は組合員資格期間に含まれません。）

2 加入手続き方法

任意継続組合員証等を令和5年4月1日頃に交付するため、各手続きには早めの期間・期限を設けています。できるだけ早期に手続きを行うようにしてください。

①申出書の提出	②任意継続掛金 振込依頼書の配付	③掛金の納入	④任意継続組合員証等 の交付
組合員→各提出先	愛知支部→組合員	組合員→愛知支部	愛知支部→組合員
(早期提出期間) 令和5年2月1日～ 令和5年2月17日	令和5年3月中旬	(早期納入期限) 令和5年3月17日 まで	令和5年4月1日頃
令和5年2月18日 ～4月19日 (最終期限)	令和5年3月中旬 以降順次	令和5年3月18日 ～4月7日	令和5年4月20日頃
※ 令和5年4月20日以降は加入不可		令和4年4月8日 ～4月19日 (最終期限)	令和5年5月2日頃
		※ 令和5年4月20日以降は加入不可	

※ 提出期日は愛知支部の受付日になりますので、各提出先からの通知等を確認してください。

※ 申出書を提出後、掛金の振込依頼書が届かない場合は必ず愛知支部へ連絡してください。

(1) 申出書の提出等

ア 申出書の入手方法・記入方法

① 60歳定年退職者

印字済の申出書を配付しますので、記載例(P26)を参考に記入してください。

② 上記以外の退職者・任期満了者

愛知支部ホームページからダウンロード又は本冊子の様式(P25)を複写し、記載例(P27)を参考のうえ記入してください。

※ 様式を複写して使用する場合、申出書が不鮮明になるケースが見られますので、できる限り愛知支部ホームページからダウンロードしてください。

(「申出書」入手方法)

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧(任意継続組合員関係)⇒「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」

イ 添付書類

① 60歳定年退職者…不要

② 上記以外の退職者・任期満了者…組合員マスター内容カードの写し(組合員マスター内容カードに反映されていない被扶養者については、被扶養者申告書の写し)

ウ 提出先

① 小中学校等、各支所(教育事務所及び名古屋市教育委員会学校事務センター)が管轄する所属所…所属所を経由して各支所へ提出

② 県立学校等、総務事務システム対象の所属所…総務事務管理センターへ提出

3

健康保険の適用が未確定の場合

再就職予定の事業所において、健康保険制度の適用があるか未確定の場合は、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度の申し込みを行うことを推奨します。

その場合、早期提出期間までに、「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」の提出を行い、掛金の納入は健康保険の適用を受けないことが確定する(任意継続組合員への加入が確定する)まで保留してください。

なお、掛金を4月に納入する場合は、掛金額が変わりますので、愛知支部へ連絡を行い、新しい振込依頼書を入手してください。(掛金の最終納入期限は令和5年4月19日です)

また、任意継続組合員制度の申し込み後、臨時的任用職員等で、退職せずに引き続き任用されることとなった方は愛知支部までご連絡ください。(連絡がない場合、退職したものととして取扱います。)

4

掛金の納入

(1) 掛金納入方法

配付された「振込依頼書」を用いて、三菱UFJ銀行窓口からお振込みください。(他行からの振込の場合、別途手数料(自己負担)がかかります。)

その際、「振込金(兼手数料)受取書」(以下「受取書」という。)が返却されます。受取書は確定申告の社会保険料控除を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

ATM・インターネットバンキングでの振込は金額等の誤りが多く、また受取書の証明もされないため、できるだけ「振込依頼書」を用いて金融機関窓口からお振込みください。

(2) 掛金額

任意継続組合員の掛金は令和6年3月分までの1年間の掛金となり、振込依頼書に記載の金額は令和5年度分の掛金です。振込依頼書は短期掛金・介護掛金と掛金種別ごとに分けて表記していますので、2種類の金額の記載がある振込依頼書を配付された組合員は両方とも払い込みが必要です。

また、年度分の掛金を一括払いすることにより、前納割引率が適用され掛金額が割引されます。

ただし、掛金の納入が4月以降となる場合は、適用される前納割引率が異なるため掛金額が変わり、3月に配付した「振込依頼書」は使用できないため、愛知支部へ連絡してください。

毎月払いの場合は、割引率が適用されず、一括払いと比べ割高となり(最大で1万円程度金額の差がでます)、また、期日までに納入が確認できない場合は、強制的に資格喪失となってしまうので、やむを得ない事情がない限り掛金は一括納入をお勧めします。

なお、毎月払いの場合は、当初2、3か月分の掛金を手払いで納入いただき、それ以降は銀行口座より口座振替の登録を行います。(引落可能金融機関は三菱UFJ銀行のみです。)

5

任意継続組合員証等の交付日程

掛金納入時期に応じて下記の日程により、申出書記載の住所に簡易書留にて送付します。

- ・令和5年3月17日(早期納入期限)までに納入…令和5年4月1日頃交付
- ・令和5年3月18日から4月7日に納入…令和5年4月20日頃交付
- ・令和5年4月8日から4月19日に納入…令和5年5月2日頃交付

6

申出の取り下げ

- (1) 申出書を提出済み・掛金は未納入である場合
連絡は不要です。
※ただし、臨時的任用職員等で、退職せずに引き続き任用されることとなった方は、愛知支部までご連絡ください。連絡がない場合、退職したものととして取扱います。
- (2) 申出書を提出済み・掛金は納入済みである場合
 - ア 3月中に取下げの連絡を行う場合
申出書の提出先へ連絡し、併せて「誤納金還付請求書」を愛知支部ホームページからダウンロードして必要事項を記入し愛知支部に提出してください。
 - イ 4月以降に脱退手続きを行う場合
愛知支部へ連絡してください。

7

任意継続組合員になったら

- (1) 医療機関等への連絡
受診時に組合員証の種類・番号が変更になったことを申し出て、任意継続組合員証を提示してください。
- (2) 組合員情報の変更・被扶養者情報の変更・給付金請求を行う場合
加入期間中に、以下の項目に該当した場合は資格・給付グループまでご連絡ください。
 - ア 新たに被扶養者の認定を申請する、被扶養者の取消を申請するとき
 - イ 住所、電話番号、給付金口座を変更するとき
 - ウ 給付金を請求するとき
- (3) 社会保険料控除について
短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金は社会保険料控除の対象となります。
確定申告を行う際は、掛金の納入時に金融機関から返却された受取書を使用してください。
万が一、受取書を紛失された場合は、払込証明書を発行いたしますので、資格・給付グループまでご連絡ください。
- (4) 2年目の継続加入の手続き方法
任意継続組合員として加入されている1年目の方を対象に、令和6年2月頃に2年目も引き続き加入をするか、脱退をするかの関係書類を自宅へ送付します。案内書類に沿って、お手続きください。

8

脱退・資格喪失の要件

次のいずれかに該当したときは任意継続組合員の資格を喪失します。

- (1) 愛知支部への連絡が必要となる場合
 - ア 再就職し、再就職先の健康保険制度へ加入するとき
 - イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員になるとき
 - ウ 死亡したとき
 - エ 国民健康保険に加入するとき
 - オ 家族の被扶養者になるとき
 - ※ 資格喪失時に一括前納した未経過の掛金がある場合は還付します。
- (2) 愛知支部への連絡が不要である場合
 - ア 加入から2年経過したとき → 任意継続組合員の加入期間満了の関連書類を令和7年3月頃に送付します。案内に沿って、お手続きください。
 - イ 掛金を期日までに払い込まなかったとき（強制的に資格喪失となります）

9

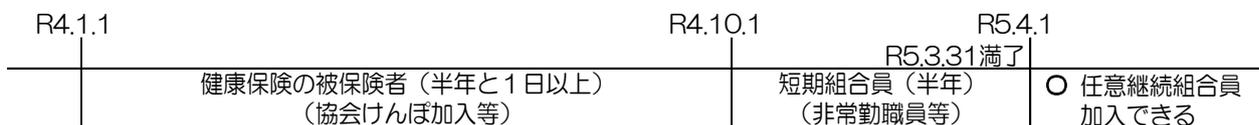
経過措置

令和4年10月1日の制度改正により、施行日の前日時点で健康保険の被保険者であった者が施行日に短期組合員となりその後退職した場合、健康保険の被保険者であった期間（空白期間なく施行日後の組合員期間に引き続く期間に限る。なお、国民健康保険及び任意継続組合員期間は含まない。）を組合員期間とみなし、通算する経過措置が設けられています。

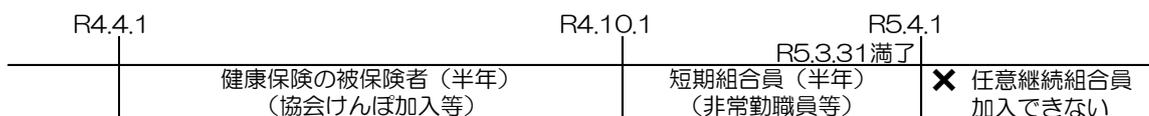
経過措置により任意継続組合員制度への加入資格を満たす場合については、「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」に「施行日前の被保険者証の写し又は資格喪失連絡票」を添付し、提出してください。

【参考】経過措置による加入可否の主な事例

（加入できる例）



（加入できない例）



※退職日の前日まで（協会けんぽ等：令和4年4月1日～令和4年9月30日、
短期組合員：令和4年10月1日～令和5年3月31日）組合員期間が1年以上ないため加入資格なし

IV

健康保険制度 Q&A

1 健康保険制度について

質問 1	退職後、再就職予定です。健康保険制度はどうなりますか。
回答 1	再就職される場合は原則再就職先の健康保険制度に加入しますので、再就職先に健康保険制度の適用の可否について確認してください。 再就職先で健康保険制度に加入できない場合は、 ①国民健康保険 ②家族の被扶養者 ③愛知支部の任意継続組合員 の選択肢から御自身と御家族の状況からご自身で選択してください。
質問 2	再就職先に健康保険制度があるか3月下旬まで分からない場合どのようにすればよろしいですか。
回答 2	任意継続組合員への加入手続きを進め、いざという時に加入できるようにすることを推奨します。 そのために「任意継続組合員申出書」を早期提出期間に提出していただき、掛金の納入は任意継続組合員への加入が確定するまで保留してください。 なお、掛金を4月に納入する場合、前納割引率の変更となり掛金額が変わるため、3月配付の「任意継続掛金振込依頼書」はお使いいただけませんので、愛知支部資格・給付グループまで連絡してください。
質問 3	再任用短時間として再就職予定で、任意継続組合員に加入しようと考えています。現在、扶養をしている子供は配偶者（来年度も引き続き正規職員）へ扶養替えしたほうがよいでしょうか。
回答 3	扶養替えを推奨します。 任意継続組合員は愛知県教職員互助会に加入しておらず、互助会の医療費の払い戻しがありません。 来年も引き続き現職組合員である配偶者には、互助会の払い戻しがありますので、有利です。 なお、被扶養者をどちらに扶養認定しても、掛金額は変わりません。 ※互助会は名古屋市立大学の職員は対象外です。
質問 4	国民健康保険に加入した場合、配偶者や子供は被扶養者として認定できますか。
回答 4	国民健康保険には社会保険上の「扶養」という制度がないため、被扶養者になることはできません。 全員が国民健康保険被保険者として加入します。

質問5	退職後引き続き公立学校等での勤務を希望していますが、任意継続組合員に加入できますか。
回答5	公立学校や県教委事務局等で勤務する場合、任用の形態によっては共済組合に加入（一般組合員又は短期組合員）しますので、その場合は任意継続組合員に加入することはできません。 再任用時の健康保険制度については再任用先に確認してください。

質問6	共済組合資格喪失連絡票が早めに欲しいのですが、発行してもらえますか。
回答6	資格喪失連絡票は退職の事実（資格喪失の事実）を確認してから発行しますので、退職日より前に発行することはできません。

2 任意継続組合員制度について

質問1	任意継続組合員への加入を検討していますが、掛金額を教えてください。
回答1	掛金額は個人情報に該当するため、お答えすることはできません。 愛知支部 HP に「任意継続掛金試算票」がございますので、ご自身で計算をしてください。 (参考) 令和4年度の最高納入金額 短期任意継続掛金：436,404 円 介護任意継続掛金：86,784 円 合計金額：523,188 円

質問2	任意継続組合員の掛金払込票が2枚届きました。どうしてでしょうか。
回答2	任意継続組合員の掛金には2種類あります。 ①短期任意継続掛金…全員対象 ②介護任意継続掛金…40歳以上65歳未満の組合員が対象 掛金の種類が違う・掛金の振込口座が違う都合上、掛金払込票を分けてお渡ししています。 2種類の掛金払込票を届いた方は必ず両方とも払込してください。 なお、払込方法として、金融機関窓口での払込のほか、インターネットバンキングでの払込も可能ですが、振込先や金額等を間違えないようお気を付けください。

質問3	任意継続組合員の掛金額は何をもとに計算されますか。
回答3	退職・任期満了時の標準報酬月額（短期）と全国の組合員の平均標準報酬月額（短期）のいずれか低い方をもとに、掛金率を乗じて計算されます。 平均標準報酬月額（短期）と掛金率は年度毎に変更されることがあります。

質問4	任意継続組合員の掛金額が現職時の掛金額より高いのはなぜですか。
回答4	現職中は掛金を事業主と労働者で折半していますが、退職後に加入する任意継続組合員は全額ご自身で負担する必要があるためです。

質問 5	任意継続組合員の掛金納入方法について、毎月払いにした場合のデメリットはありますか。
回答 5	デメリットは2点あります。 ①掛金の前納割引が適用されない ②期日（前月末）までに掛金の納入が確認できない場合強制脱退となる 以上のことから、やむを得ない事情がない限り一括納入を推奨します。
質問 6	任意継続組合員加入後も現職時に引き続き家族を被扶養者として認定できますか。また、認定要件は変わりますか。
回答 6	任意継続組合員加入後も家族を被扶養者として認定することが可能です。認定要件は現職時と同様です。
質問 7	任意継続組合員2年目の手続きはどのように進めればいいですか。
回答 7	任意継続組合員に加入された年度の2月中旬に、2年目継続か脱退されるかの案内をご自宅に郵送します。案内に従って手続きをお願いします。
質問 8	任意継続組合員加入中に家族の被扶養者になる場合、どのような手続きが必要ですか。
回答 8	愛知支部資格・給付グループまで連絡をしていただきますと関係書類を郵送します。前納していただいた未経過期間の掛金については、関係書類を受付した翌月分から還付します。
質問 9	退職する3月に新たに被扶養者を追加しました。この被扶養者について、任意継続組合員になっても引き続き扶養することができますか。
回答 9	「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」に当該被扶養者情報の追記がされている場合は引き続き認定することが可能です。 既に申出書を提出済みで、その申出書に当該被扶養者情報の追記が間に合わなかった場合は資格・給付グループまで連絡をしてください。
質問 10	任意継続組合員になっても互助会の附加給付を受けることはできますか。
回答 10	任意継続組合員は互助会非加入のため対象外です。 共済組合の附加給付は対象です。
質問 11	任意継続組合員の掛金を振り込んだ際を受取書（納入時に金融機関から返却されたもの）を紛失しました。再発行してもらえますか。
回答 11	掛金払込証明書を作成いたしますので、愛知支部資格・給付グループまでご連絡ください。 再発行にはお時間がかかりますので、年末調整や確定申告など使用用途に間に合うようにご依頼ください。

質 問 12	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで組合員（臨時的任用職員等）ですが、任意継続組合員に加入できますか。
回 答 12	任意継続組合員制度に加入するためには組合員資格が退職日の前日までに1年以上必要です。 今回の組合員資格期間では1日不足していますので加入することはできません。 詳細は「P14～15 Ⅲ任意継続組合員制度 1 制度概要」を御参照ください。

質 問 13	任意継続組合員になった場合、給付金の請求はどのように行いますか。
回 答 13	公立学校共済組合愛知支部ホームページに各種申請用紙を御用意しています。 ご自身で入手していただき、組合員の署名をした上で、共済組合まで御郵送ください。